

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【会社名】 株式会社J Pホールディングス

【英訳名】 JP-HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮二

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は2020年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円90銭 総額 341,127,903円

ロ 効力発生日

2020年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つ監査等委員会設置会社を選択することにより、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定及び監査役の実任免除に関する経過措置に関する附則の新設、その他の所要の変更を併せて行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

古川 浩一郎、坂井 徹、西井 直人、三井 真司、堤 亮二、關 昭太郎、穴田 卓司、佐原 忠一、柏女 靈峰を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

なお、關 昭太郎、穴田 卓司、佐原 忠一、柏女 靈峰は、社外取締役であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件

関 博文、勝又 英博、伊丹 俊彦、鶴谷 明憲、矢板 賢を監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、勝又 英博、伊丹 俊彦、鶴谷 明憲、矢板 賢は社外取締役であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	684,577	1,644	95	(注) 1	可決 99.75
第2号議案 定款一部変更の件	658,930	27,291	95	(注) 2	可決 96.01
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)9名選任の 件				(注) 3	
古川 浩一郎	346,235	339,976	105		可決 50.45
坂井 徹	656,276	29,934	106		可決 95.62
西井 直人	656,914	29,297	105		可決 95.72
三井 真司	656,619	29,592	105		可決 95.67
堤 亮二	656,318	29,893	105		可決 95.63
關 昭太郎	655,383	30,828	105		可決 95.49
穴田 卓司	654,091	32,120	105		可決 95.30
佐原 忠一	678,589	7,622	105		可決 98.87
柏女 靈峰	680,838	5,373	105		可決 99.20
第4号議案 監査等委員である取 締役5名選任の件				(注) 3	
関 博文	655,597	30,614	105		可決 95.52
勝又 英博	670,927	15,284	105		可決 97.76
伊丹 俊彦	681,894	4,317	105		可決 99.36
鶴谷 明憲	681,873	4,338	105		可決 99.35
矢板 賢	681,605	4,606	105		可決 99.31
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の報酬額決定 の件	679,071	7,145	95	(注) 1	可決 98.95
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	678,772	7,444	95	(注) 1	可決 98.90

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。